

消費者ネットワーク

2026年5月15日

第326号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 郷野 智砂子

TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036



2026年世界消費者権利デー記念講演会開催報告

3月15日の世界消費者権利デーを記念して、全国消団連国際活動委員会は講演会を開催しました。

【日 時】 2026年3月16日(金) 13:30～16:00〔Zoomを活用したオンライン企画〕

【企画運営】 全国消団連国際活動専門委員会

【テ ー マ】 SAFE PRODUCTS CONFIDENT CONSUMER

(仮訳 安全な製品 自信をもって選べる消費者)

【講演タイトル】 「生活データサイエンスが開く安全科学と新しい政策—子ども・高齢者を事故から守るために—」

【参加者】 40人

【概 要】 ●進行 釘宮 悦子 国際活動専門委員

●開会挨拶 加藤 絵美 国際活動専門委員会委員長

●講師 東京科学大学工学院機械系教授 西田 佳史さん

●登壇者と参加者による質疑応答・意見交換

●閉会挨拶 河村 真紀子 国際活動専門委員



もくじ

2026年世界消費者権利デー記念講演会開催報告	1
福島第一原子力発電所周辺地域の復興の状況について	4
電力小売全面自由化から10年を迎えました	5
全国消団連は「個人情報保護法改正案への意見」「石油価格の急騰および国際情勢 緊迫化に伴う消費生活への影響に関する緊急要請」を連名で提出しました	7
全国消団連たより	10
会員活動予定／第7回理事会報告／編集後記	12

講演会の概要 (事務局による要約)

加藤国際活動専門委員会委員長による開会挨拶では、世界消費者権利デーの意義に触れつつ、国際消費者機構(CI)が毎年テーマを設定しており、2026年は「製品安全」が掲げられたことが紹介されました。あわせて、国連やOECDにおいて消費者団体の提言が制度化につながった事例にも言及し、国際的な議論が進展する一方で、世界的にリコール回収率が低いという未解決の課題があることも指摘されました。今回の講演では、講師の最新の知見を共有し、今後の消費者団体の活動に生かしていくことが呼びかけられました。

西田教授による講演ではまず、製品事故の多様性について、トルストイ『アンナ・カレーニナ』の「幸福な家庭は似ているが、不幸な家庭はそれぞれに不幸である」という言葉を引用し、子どもの事故も家庭ごとに原因や背景が異なることが説明されました。

事故防止対策が十分に取られていない家庭が7~8割に上る背景には、知識不足だけでなく、「自分の家庭では起こらない」と考える心理や費用負担への抵抗感など、複数の要因が重なっていると指摘されました。



製品事故を減らすためには、ヒューマンエラーのせいにするのではなく、「人間中心」の視点が不可欠であり、従来の工学的・物理学的アプローチだけでは見落とされがちだった点を補うため、公衆衛生や福祉、イノベーションなど、異なる分野の知見を取り入れる必要があるとの説明がありました。特に子どもや高齢者の生活は、年齢区分だけでは捉えきれないほど刻々と変化しており、心身機能の変動によって事故リスクも大きく変わるため、画一的な対策には限界があるという問題意識が示されました。

経済産業省の統計によれば、重大事故1000件のうち約3割が製品起因、約27%が誤使用とされ、事故の6~7割を60歳以上の高齢者が占めています。ユニバーサルデザインは健常者と障害者の双方への配慮を重ねてきましたが、その中間層、すなわち加齢に伴う軽度の機能低下が始まった人々への支援や設計思想の製品への反映や浸透は不十分であり、「誤使用」とされる多くの事故は実際にはこの層に集中していることが強調されました。心身機能の変化を細かく捉え、設計や支援に反映させる研究の重要性があらためて示されました。

こうした課題に対し、西田教授の研究グループでは、「観察・予測・制御」という複雑系科学の方法論を生活安全分野に応用し、具体的な成果を上げていることが紹介されました。高齢者の動作データを基に構築された「高齢者行動ライブラリ」は、国内外で活用され、家具やインテリアの安全設計などに具体的に生かされています。

また、日本学術会議が2023年に公表した、データを活用した子どもの傷害予防に関する見解は、子どもの行動を綿密に記録・分析し、危険を予測する研究の必要性を指摘しており、その第一歩として、メディアを通じた普及や家庭内の危険箇所を可視化する3Dシミュレーションの作成にもつながりました。

同様に日本学術会議の見解でも重要テーマとして指摘されている窒息事故についても研究が始まり、ぶどうや直径2センチの球形チーズ、未破裂のコーンなど、特定の食品が高いリスクを持つことが分析により明らかにされました。与え方の工夫を示したガイドラインの公表に加え、食品の画像から窒息リスクを評価できるアプリの開発と実証が進められています。これにより、家庭や保育現場で安全性を確認しながら食材を選べる環境づくりが進みつつあります。

製品安全政策の動きとしては、2023年12月の改正消費生活用製品安全法により、「乳幼児特定製品」および「子どもPSCマーク」が創設され、3歳未満の子ども向け玩具などを安全基準に基づいて選択できる環境が整ったことが紹介されました。事故が相次いだ「水で膨らむボール」の販売禁止も、こうした制度整備の流れの中に位置づけられます。

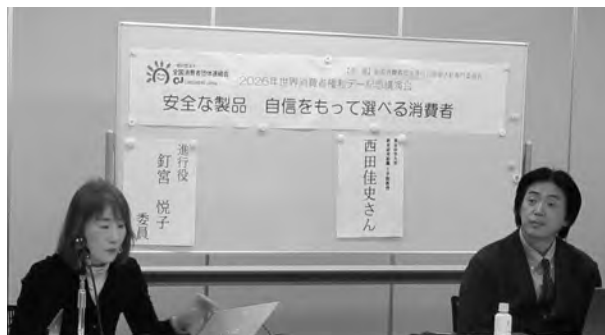
あわせて、昨年度始まった「+あんしん」表彰・表示制度では、誤使用や心身機能の低下を前提とした設計

改善を行った製品を評価しており、蒸気レスケトルや濡れた手でも使用できるUSBケーブルなどの具体例が示されました。この制度は海外に類例がなく、企業の設計改善と消費者の安全意識向上の双方に資する取り組みであることが説明されました。

講演の終盤では、国内外の制度比較や消費者団体の役割にも触れ、日本の規制は国際標準に近づいているものの、優れた基準であっても国際的に採用されない場合があるという課題が示されました。

また、事故は一瞬で起こるものであり、「注意が足りなかった」と個人の責任に帰すのではなく、社会全体で子どもや高齢者の安全を支える設計思想が必要であると強調されました。最後に、生活科学を基盤とした新たな学問領域としての発展可能性と、消費者団体が継続して情報発信を行う重要性が示され、講演は締めくくられました。

最後に、河村国際活動専門委員による閉会挨拶が行われ、講演を通じて製品安全に関する理解と課題認識が深まったことが共有されました。あわせて、消費者団体として今後もの確な情報発信と必要な規制提案に継続して取り組んでいく姿勢があらためて示され、講演会は終了しました。



【参加者アンケートより】（11人からの回答）

① 記念講演会の内容についての評価

記念講演会の内容については、5点満点中「5」および「4」の評価が大半を占め、全体として非常に満足度の高い結果となりました。「わかりやすかった」「説明が具体的で理解しやすい」といった回答が多く、専門的なテーマでありながら、日常生活や実務に結び付けて理解できた点が高く評価されています。

② 評価理由・心に残った点

評価理由として多く挙げられたのは、高齢者や子どもの事故を単なる「誤使用」や「不注意」として扱うのではなく、心身機能の変化や発達段階を前提に捉える「生活セントリックデザイン」という考え方です。誤嚥や窒息事故についての科学的・技術的な分析や、具体的な形状例を示した説明により、これまで危険と認識していなかった点に気づいたという声もありました。また、事故予防における「アンナ・カレーニナ問題」の指摘について、家庭ごとに事情が異なる中で一律の啓発には限界があることに深く納得したという感想も見られました。

③ さらに深めたかった点・要望

一方で、個人輸入による海外製品が増える中で国内のルールが及ばない問題や、家庭内の見えにくい部分への支援の在り方、具体的なおもちゃや製品のどの部分が危険なのかといった点について、さらに詳しく知りたかったという要望が寄せられました。途中から参加した方からも、内容は理解できたものの、より多くの話を聞きたかったとの意見がありました。

④ 今後取り組みたいこと

今後の取り組みとしては、日常生活の中で事故防止を意識した行動を心がげることや、表示や安全マークをこれまで以上に確認することが挙げられています。また、消費者団体や職場内で講演内容を共有したい、製品開発や品質評価の場面に今回の知見を生かしたいといった声もありました。消費者と事業者、技術者との連携の重要性を再認識し、今後の啓発活動や相談対応に役立てていきたいという前向きな姿勢が多く示されました。

福島第一原子力発電所周辺地域の復興の状況について

全国消団連は、資源エネルギー庁が実施する「多核種除去設備等処理水風評影響対策事業（※）」の一環として行われた現地視察に、会員団体の希望者とともに参加しました。前号325号で福島第一原子力発電所視察についてご報告しました。今号では発電所への道すがらに事務局より受けた説明などとともに、周辺地域の現況と感想をご報告します。

（※多核種除去設備等処理水風評影響対策事業：東京電力福島第一原子力発電所および被災地の理解醸成・情報発信推進を目的に実施されている事業）

開催概要

【日 時】 2026年3月18日（水）9：00～18：30

【参加者】 14人（復興状況の説明は事業受託のJTBが実施（経済産業省からは国会対応のため同行なし）

【視察場所】 廃炉資料館、東京電力福島第一原子力発電所、双葉駅周辺、道の駅なみえ
（国道288号線、大野駅周辺、夜ノ森駅周辺、国道6号線（車窓より））

道路の状況

福島県の海岸寄りの地域を南北に貫く国道6号線は、福島第一原発の近くを通ります。

全国消団連が3年半前に視察した際は車両での通過のみが可能でしたが、現在はそのような制限はなく、自転車、歩行による通行も可能になっているようです。一方で、沿道には空間線量計が一定間隔で設置されており、放射線量を確認できる状況が続いていることから、原発事故の影響がなお継続していることを実感させる状況でした。

また、郡山に向かう道中の森林に近い道路には「自動車のみ通行可」（バイクや自転車、歩行者は通行不可）を示す看板が、依然として掲示されていました。さらに主要な道路から続く道のうち、帰還困難区域へと通じる道路にはバリケードが設置され、立ち入りが制限されています。

途中、「帰還困難区域バリケード維持作業車」が停車している様子も確認され、区域管理やインフラ維持のための作業が現在も継続されていることがうかがえました。

これらの状況から、通行環境は一定程度改善されているものの、被災地域においては依然として事故の影響と復旧・管理の取り組みが併存している実態が確認できました。

放射性廃棄物中間貯蔵施設について

福島県における除染作業に伴い発生した放射性廃棄物は、当初県内1,000か所以上で一時保管されていました。その後、福島第一原発周囲に整備された中間貯蔵施設への搬入が順次進められ、現在では10数か所を残すのみとなっています。なお、中間貯蔵事業情報センターでは、これらの取り組みや現状を広く知ってもらうため、定期的に見学会を開催しています。



新しい街並み（大野駅周辺、双葉駅周辺、浪江町、富岡町）と課題

今回の視察は主に車窓からの見学となりましたが、更地となって見通しの良い地域、古い建物が残る地域など、多様な状況が見受けられました。一方で、新たなまちづくりが進んでいる地域も広がっている印象でした。

途中立ち寄った双葉駅周辺では、街中に消防団の建物がありました。震災当日、停電で動かなくなった電動式シャッターを、消防車をぶつけて壊して出動したとの説明を受けました。



また、新しく整備された双葉駅には、震災発生時刻を指したままの時計が残されています。こうした震災遺構を残すかどうかというのは難しい課題があり、とりわけ居住地域においては教訓としての保存の重要性和、被災当時のつらい記憶を思い出す状況が続くことへの懸念の間で、判断が求められているとのことでした。



帰還困難区域の土地活用

道中、まだ居住が出来ず、また作物を作ることができない農地をメガソーラーとして活用していました。

福島の復興を体感する機会について

今回車窓からの見学を含め訪問した場所に関連して、福島県観光物産交流協会が実施しているスタディツアー「ホープツーリズム」について紹介を受けました。同ツアーは、個人やグループで福島の現状や復興の取組を学ぶ機会として、活用できるとのことです。

参加者アンケートでは、「復興が進んでいると感じた」、「15年経っていることを考えると進んでいないと感じた」、など受け止め方には幅が見られました。今回の視察は地震、津波、原発事故の複合災害について改めて考える契機となりました。

電力小売全面自由化から10年を迎えました。

電力小売全面自由化は、2000年から始まった電力システム改革の一環で、これまで地域ごとに一企業の地域独占だった電気事業（発電、送配電、小売）のうち、2016年（平成28年）4月1日以降、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。



電力小売自由化に関する全国消団連の取り組み

電力小売自由化にあたって、全国消団連は情報開示の義務化を求めてきました。自由化によって事業者からの情報開示が、相対的に情報開示をしていない事業者に合わせた情報開示レベルでの横並びになってしまうのではないかと危機感があつたためです。また、消費者が、事業者や発電源を主体的に選択するには、すべての事業者が、統一した基準、そして、少なくとも規制料金と同レベルの情報開示がされる必要があると考えました。具体的には電源構成、二酸化炭素排出係数、再エネ賦課金、燃料調整費、託送料金、原子力関連費用などの諸費用の情報開示の義務化、そして放射性廃棄物量については算定方法とその表示の義務化を求めてきました。

全国消団連だけではなく、多くの団体が必要な情報開示とその表示方法の統一を求めてきたことによって、情報開示の義務化までは至りませんでした。ガイドラインに「望ましい行為」と「問題となる行為」が具体的に記載されました。

現在の課題

これまで全国消団連が求めてきた放射性廃棄物量の表示については、2021年電力・ガス取引監視等委員会が意識調査を実施し「直ちに小売ガイドラインの改定は行わないものの、引き続き消費者のニーズ・関心を注視していく」とこととされました。第7次エネルギー基本計画で原発の最大限の活用の方針が示され、その具体化に向けて様々な施策が進められている今後においては、必要な情報になってくると考えます。

また、現在、送配電の費用である託送料金を通して、原子力発電の賠償負担金・廃炉円滑化負担金が託送料金から徴収されています。検針票に必ず記載される再エネ賦課金と違い、こちらの徴収についての情報は任意となっています。

2025年に「これからの電力システムが目指すべき方向性」が示され、小売全面自由化の当初の目的の一つである需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大は、一定の成果があつたとして方向性の柱ではなくなりました。しかし、今後も消費者が事業者や電源を選択できる、あるいは選びたくない電源を選ばないことができ続けることは重要です。

一方で、電力システムの脱炭素化を進めることが新たな方向性として示されました。エネルギー消費のうち、電気の形で使われる割合（電力化率）は約5割を占めることから、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、発電源の選択は大変重要になります。

私たちがどのような電気を使うかを自ら選択するためには、知りたい情報がわかりやすい形で提供されることがこれからも必要となります。

消費者にできること

消費者にできることは、まず価格や発電源に加え、電気料金を通して何を負担しているかなど、電力会社から提供される情報への関心を持ち続け、それらの情報を活用して事業者を選ぶことです。それが消費者の意思表示になります。

「シンポジウム:電力小売全面自由化から10年 消費者の声と今後への展望～持続可能な再エネ社会をめざして」が開催されました

電力小売全面自由化をテーマに様々な取り組みを続けてきた有識者、消費者団体、市民団体、生協、新電力事業者などが一堂に会し、それぞれの立場から電力システム改革と電力小売全面自由化を振り返り、再エネ社会への転換に向けて改めて展望するシンポジウムが開催されました。全国消団連は協力団体として企画から参加し、当日はこれまでの取り組みを報告しました。

【日 時】 2026年4月15日(水) 13:30～16:30

【会 場】 衆議院第1議員会館第3会議室 およびオンライン

【主 催】 パワーシフトキャンペーン運営委員会ほか6団体、ほかに協力団体3団体

【プログラム】

第1部は「電力小売全面自由化から10年の現在地」のテーマで、3名の方から講演がありました。

飯田哲也さん(環境エネルギー政策研究所所長)からは「Ei革命-世界のエネルギー転換と日本」と題し、この10年に制度化されたFIT制度や発送電分離、再エネの出力抑制の問題点と解決策の提案が紹介されました。

工藤美香さん(自然エネルギー財団主席研究員・弁護士)からは「再エネと電力システム改革」をテーマとして、様々な課題がある中でも直近で再エネが23%まで伸びていること、また再エネが発電しているときは電力の価格が安い、つまり再エネが安い電力を供給していると言えることをご紹介いただきました。

吉田明子さん(パワーシフトキャンペーン、FoE Japan)からは「パワーシフトの10年、再エネ新電力をめぐる状況と取り組み」とした講演でパワーシフトキャンペーンによって、正確な情報と、事業者を選択する際の後押しの機会となっていることや、省エネの重要性、私たちの選択がお金の動きを変えられることなどのご紹介がありました。

第2部の前半は3つの消費者団体から電力自由化に関する審議会の状況や、制度設計への働きかけの取り組みなどの報告がありました。(村上千里さん(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員会副委員長)、中本純子(全国消費者団体連絡会政策担当)、亀山亜土さん(日本消費者連盟運営委員))

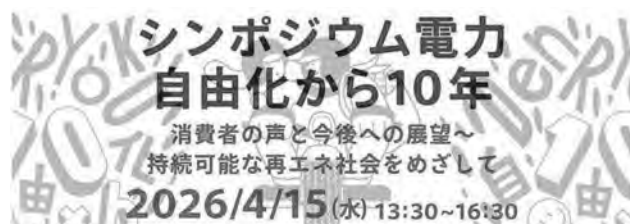
後半は生協や需要家の立場から、5つの団体から、発電所建設や、電力切り替えについて、組合員とともに作り上げ、理解醸成を進め、どのような取り組みをしてきたかの報告がありました。(鈴木真奈美さん(あいコープみやぎ常勤理事)、東原晃一郎さん(グリーンコープ共同体顧問)、佐野めぐみさん(生活クラブ生活協同組合)、奥田健太郎さん(パルシステム電力 新電力事業部長)、金子貴代さん(一般社団法人再エネ100宣言 REAction協議会事務局長))

第3部は「再エネ事業者の取り組みと展望」をテーマに、3人の再エネ新電力事業者の方々に、この10年の苦労や消費者との取り組み、地域の方々や消費者とともに取り組んできたことなどの報告がありました(大石英司さん(株式会社UPDATER(みんな電力)代表取締役)、小出浩平さん(陸前高田しみんエネルギー株式会社取締役会長)、長谷川諒さん(市民電力連絡会再エネいちば事務局))

また、途中、国会議員から、シンポジウムを自分たちの満足度を高めるだけで終わらせてはいけない、最終的にはどのような法律を作るかがカギになるので、思いが空回りにならないよう、立法への働きを進めることが必要とのエールが送られました。

シンポジウムの動画や報告者の資料はパワーシフトキャンペーンのホームページからご覧いただけます。

https://power-shift.org/260415_symposium/



全国消団連は「個人情報保護法改正案」への意見を連名で提出しました

2025年12月24日のデジタル行財政改革会議で、内閣総理大臣は2026年通常国会に個人情報保護法改正案の提出を指示し、個人情報保護委員会は2026年1月9日に「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を論議して確定し、最終的に年度の替わった4月7日に、改正法案が閣議決定され、4月21日より国会での審議が始まりました。

改正法案が「個人情報保護法3年見直し検討会報告書」にある消費者保護、被害救済、権利回復に関わる内容を正しく反映しておらずいくつもの抜け漏れがあることから、全国消団連としての意見を作成しました。その後会員団体に連名を募り、9団体の連名として、4月27日に意見を提出しました。

連名団体：一般財団法人日本消費者協会、神奈川県消費者団体連絡会、群馬県消費者団体連絡会、消費者団体千葉県連絡会、主婦連合会、全大阪消費者団体連絡会、前橋市消費者団体連絡会、山梨県消費者団体連絡協議会、全国消費者団体連絡会

(宛先) 内閣総理大臣(個情委所管)、デジタル大臣、消費者担当大臣、衆参両院の内閣委員会委員長と消費者問題に関する特別委員会委員長、衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会委員長、個人情報保護委員会委員長、デジタル監、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長

個人情報保護法改正案への意見

2026年(令和8)年1月9日に公表された「個人情報保護法制度改正方針」(以下、R8方針)は、4月7日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案として閣議決定されましたが、個人の権利利益保護の観点から多くの重要課題が存在します。本意見書では、「個人情報保護法3年見直し検討会報告書」(以下、R6報告書)で示された論点と比較しながら、制度設計上の問題点を整理し、今後必要となる改善方向を述べます。

総論として、R8方針と改正法案はR6報告書が示した「デジタル社会における個人の権利保障」という基本方向から大きく後退しています。課徴金制度・差止請求制度・集団的救済制度という権利保護の基盤的仕組みが弱体化または消滅し、本人同意制度や要配慮個人情報の扱いにおいても緩和が進んでいます。AI・プロファイリングに関連する現代的な権利侵害への対応も不十分であり、制度全体の実効性に強い懸念があります。

第一に、課徴金制度の後退です。R6報告書では、課徴金の役割を「不当利得の剥奪」と位置付け、悪質性ではなく利得の有無で判断するべきと明確に整理していました。「安全管理措置義務違反」についても、本来投資するべきコストを回避している点で利得が生じるため対象とし得ると分析されていました。しかしR8方針と改正法案では課徴金対象が「悪質な事業者」に限定され、安全管理措置義務違反は対象外となりました。漏えいの多くは杜撰な安全管理に起因するため、この後退は大規模漏えいへの抑止力を大きく弱める結果となっています。

第二に、差止請求制度の削除です。R6報告書では、不特定かつ多数の消費者の個人情報不適正に利用される場合など、適格消費者団体による差止請求制度が不可欠と整理されていました。違法なデータ利用を迅速に停止する仕組みは、被害拡大を防ぐうえで重要な役割を果たします。しかしR8方針と改正法案では制度案が完全に削除され、導入見送りの記述となっています。これでは、現行制度で最も脆弱な領域が放置されることになります。

第三に、被害回復制度(集団的救済)が消滅しています。個人情報被害の多くは少額多数であり、被害者本人が訴訟に踏み切ることは現実的ではありません。R6報告書ではこの点を踏まえ、集団的救済制度が不可欠であると整理されました。しかしR8方針と改正法案では制度化の方向性が示されず、被害者が救済されない構造が続く危険があります。

第四に、データの利活用に関する本人同意の原則が弱体化しています。R6報告書では、同意の形骸化を防ぎ、本人関与を強化する必要性が指摘されました。しかしR8方針と改正法案では、AI開発・統計作成や「権利利益を害するおそれが少ない場合」など、幅広い名目で同意不要例外が拡大されています。要配慮個人情報についても同意不要とされ得る点は、本人の知らないところでセンシティブ情報が扱われる危険を高めます。

第五に、漏えい通知義務の緩和です。R8方針と改正法案では、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知不要となっています。漏えいの早期把握は二次被害防止の基盤であり、通知不要範囲の広がりには制度目的と整合しません。

第六に、AI・プロファイリング・アルゴリズムによる差別的取扱いや不利益誘導に関する規制が欠落しています。R6報告書では、属性推定やスコアリングなどが新たな権利侵害を生むとして対策の必要性が整理されていましたが、R8方針と改正法案では対応が限定的であり、現代的リスクへの対策が不十分です。

第七に、子どもの個人情報保護の不十分さが挙げられます。「個人情報保護法 3年見直し検討会」ではあまり議論されず、R6報告書では子どもの保護について検討を進めるとまとめられ、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について (R7.3.5)」においては、子どもの個人情報は最善の利益を優先的に考慮すべきとされました。R8方針と改正法案では16歳未満の個人情報について、法定代理人関与を明文化し、最善の利益を考慮すべき責務規定を新設することを盛り込みましたが、成人年齢と対比して16歳未満を対象としたことや法定代理人の選定について論議が不十分ではなかったかと考えます。

第八に、要配慮個人情報の扱いが緩和されている点も問題です。本来最も慎重に保護すべき情報であるにも関わらず、AI・統計名目で同意不要扱いとされる内容となっています。差別的利用を防止する観点からも再検討が必要です。

第九に、私たちに寄せられた、消費者からの異議申し立てについて述べます。スーパーマーケットのセルフレジに顔モニターが設置されているにもかかわらず、顔データの取得有無を事業者に尋ねても回答を拒否されたというものです。来店者がモニターの前に立つだけで顔が映り込み、黙示的同意とみなされ得る状況に不安を感じたこと、顔データは銀行口座認証などに利用される極めて機密性の高い情報であり、一度取得されると利用の実態が把握できないということを非常に懸念される声です。

改正法案では、「顔特徴データ等」の取り扱いについての規定を設けますが、この問題は本人同意の透明性の欠如、要配慮個人情報としての生体情報保護の不足、AI・プロファイリングへの規制欠如、差止請求制度の不存在など複数の制度的課題に関わっています。よって、個人情報保護法を改正するのであれば、即時破棄の場合も含めて取得の有無を回答する義務、生体情報の厳格な規律、AI利用時の説明義務、差止請求制度の導入などが不可欠です。

以上の通り、R8方針と改正法案は個人情報保護法の目的である「個人の権利利益の保護」と整合しているとはいえ、制度の抜本的見直しが求められます。今後の改正に向けて、課徴金制度の再構築、差止請求制度の創設、集团的救済制度の導入、同意不要例外の厳格化、要配慮情報・子ども情報の保護強化、AI・プロファイリング規制の整備、漏えい通知義務の強化など、現代的リスクに対応した制度への転換が必要です。

個人情報保護委員会は、個人情報保護法3年見直し検討会で初めて、消費者団体を論議の場に加えましたが、最終的な改正法案の確定に向けては、消費者団体の声を求めませんでした。これからの個人情報保護法改正検討の場には、個人データ利活用の直接的な恩恵を受ける側だけでなく、必ず消費者団体の参加を位置づけ、その声を活かすことが重要であると考えます。 以上

全国消団連は「石油価格の急騰および国際情勢緊迫化に伴う消費生活への影響に関する緊急要請」を連名で発出しました

米国およびイスラエルによるイランへの大規模攻撃を契機に、中東情勢が急速に緊迫しています。ホルムズ海峡周辺ではタンカーへの攻撃や通航リスクが高まり、原油輸入の9割以上を中東地域に依存している日本では、供給不安が消費生活に悪影響を及ぼす懸念が高まっています。

全国消団連では、消費者の不安に寄り添いつつ、国際情勢沈静化に向けた平和的・外交的取り組みを進めることを重視し、政府に対しては透明性ある説明と対策、消費者の不安に寄り添いつつ冷静な行動を呼びかけることを求めるという点から、4月27日に11の消費者団体の連名で、意見を発出しました。

連名団体：岩手県消費者団体連絡協議会、神奈川県消費者団体連絡会、群馬県消費者団体連絡会、埼玉県消費者団体連絡会、消費者団体千葉県連絡会、全大阪消費者団体連絡会、東京消費者団体連絡センター、日本生活協同組合連合会、前橋市消費者団体連絡会、山梨県消費者団体連絡協議会、全国消費者団体連絡会

提出先：内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、資源エネルギー庁長官、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長、独立行政法人国民生活センター理事長

石油価格の急騰および国際情勢緊迫化に伴う消費生活への影響に関する緊急要請

1 主旨

米国およびイスラエルによるイランへの大規模攻撃を契機に、中東情勢が急速に緊迫しています。周辺国も含めて一般の市民の生命が理不尽に奪われている事態が続いており、一刻も早い事態の沈静化が国際社会共通の責務となっています。こうした深刻な人道上の危機は、世界全体の安定にとって重大な脅威であり、消費者・生活者の安全と安心に直接的な影響を与えるものです。

ホルムズ海峡周辺ではタンカーへの攻撃や通航リスクが高まり、原油価格は上昇基調にあります。日本は原油輸入の9割以上を中東地域に依存しており、供給不安が消費生活に悪影響を及ぼす懸念が高まっています。

消費者の不安に寄り添いつつ、国際情勢沈静化に向けた平和的・外交的取り組みを進めることを重視し、政府に対しては透明性ある説明と対策、消費者の不安に寄り添いつつ冷静な行動を呼びかけることを求めるという点から、以下の通り、意見を述べます。

2 要請事項

- (1) 外交的手段による情勢沈静化に向け、政府は働きかけを強めること
 - ・緊張緩和の外交努力を進め、攻撃停止と事態沈静化を関係国に求めること
- (2) 政府は正確で迅速な情報公開を行うこと
 - ・石油備蓄について正確な在庫量を把握し、最新状況を継続的に公表すること
 - ・情勢が緊迫する以前からの国内在庫品が急激に値上げしたことの理由を説明すること
 - ・ナフサ減産や石油化学製品の供給リスクなど生活必需品関連情報を速やかに公開すること
 - ・海外では消費抑制を目的とする政府発信が進む一方、わが国では明確な需要抑制方針が示されていないため、政府としての基本的考え方を早急に提示すること
- (3) 市場の混乱を避けるため、冷静な購買行動を呼びかけること
 - ・石油備蓄の水準を周知し、買い急ぎや買い占めを防ぐこと
 - ・ガソリン、灯油、生活物資の適切な購買行動を促すこと
 - ・省エネや生活上の工夫を通じ、地域で協力し消費量全体を抑える視点を共有すること
- (4) 生活を守るための緊急対応として、価格監視と便乗値上げの抑止を強化すること
 - ・生活必需品の価格動向を継続的に把握し、便乗値上げを未然に防ぐ仕組みを強化すること
 - ・不透明な値上げや原材料価格と整合しない価格転嫁が行われないう、事業者の説明責任を徹底することを求めること
 - ・激変緩和策が過度の安心感を生み、石油製品の過剰消費につながる懸念があるため、以下のような需給管理と消費抑制に資する情報提供を行うこと
 - － 不要不急の石油製品使用を控えるための節度ある利用の呼びかけ
 - － ガソリン・灯油・ナフサなどの需給逼迫リスク情報の公開
 - － 医療・物流・食品供給など、優先供給分野の明示
 - － 地域ごとの在庫状況や消費動向の「見える化」
 - ・医療用手袋、注射器、包装材、輸液バッグなどの医療用資材について、供給逼迫に伴う枯渇懸念があるため、政府は在庫状況と供給見通しを把握し、公表すること
- (5) 中長期的な視点：エネルギー自給率向上のため再生可能エネルギーへの転換を加速すること
 - ・中東依存を前提としたエネルギー構造は、今回のような国際情勢の緊張時に大きな脆弱性を生むため、再生可能エネルギーの導入・普及を国家的課題として加速すること
 - ・エネルギー問題の解決として、安易に原発回帰を推進するのではなく、安全性・廃棄物問題・災害時リスクを踏まえ、国民生活の安全を最優先とするエネルギー政策を構築すること
 - ・石油代替としての石炭火力発電については、CO2排出量の多さや国際的な脱炭素潮流を踏まえ、エネルギー安定供給の観点から位置づけを慎重に検討し、安易な依存拡大を避けること
 - ・消費者がエネルギー転換に参加できる仕組み（省エネ設備の導入支援、地域の再エネプロジェクトなど）を拡充すること

以上



全国消団連たより



「持続可能な物流の確保に向けた消費者の行動変容について」の要請を受けました

去る4月8日、全国消団連は国土交通省関東運輸局長と経済産業省関東経済産業局長の訪問を受け、持続可能な物流の確保に向けて、トラックドライバーの負担軽減を目的とした消費者の行動変容についての要請を受けました。今回の背景として、トラック運送が国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラである一方、働き方改革によりドライバーの労働時間や拘束時間が制限され、担い手不足が深刻化していること、こうした状況の下、物流の停滞を防ぎ、将来にわたって物流を安定的に維持するためには、運送事業者や荷主企業の取り組みに加え、消費者を含めたサプライチェーン全体での協力が必要であり、消費者一人ひとりの主体的な行動が問題解決につながるとして、以下の内容についての説明を受け、意見交換を行いました。



1. 再配達削減に向けてのアクション（再配達のすれ違いを減らす工夫）

商品を受け取る際は、ご自身の生活スタイルやご都合に合わせて、以下の方法を活用することで、一回での受け取りが可能となります。

- ① 置き配や宅配ボックス、駅の宅配ロッカー、コンビニ等での受け取り
- ② 宅配事業者のメール・アプリ等を利用できる場合、受取場所や受取時間の変更等
- ③ 贈答品等を送る際には、受け取る相手の生活スタイルに合わせた日時指定

2. 高速道路等のSA/PAにおける適切な駐車スペースの利用（物流の安全への配慮）

トラックドライバーの安全運行には、法令に基づく休憩が不可欠です。施設利用者相互で以下の配慮をいただくことで、施設をスムーズに利用することができ、物流の安全を支えることにもつながります。

- ① 車両サイズに応じた駐車スペースを利用すること（大型車駐車スペースへの配慮）
- ② 混雑表示の活用等によるゆとりのあるエリアの選択

全国消団連からは、要請の内容を確認した上で、荷待ち時間の発生や荷役作業の長時間化・附帯作業の多さなどの消費者が直接当事者でない事象の解決が先であると考え、再配達の抑止については、アプリを使用できない消費者には対応しきれないこと、贈答品など受け取り側ではコントロールできない事象への対応は困難であることを述べました。なお、今回の要請では、この間問題視されてきた「送料無料表示」は取り上げられませんでした。（要請書全文 <https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000371741.pdf>）

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案に対する意見を提出しました

電気料金のうち、約30%を占める託送料金に関しては、効率的で計画的な送配電ネットワークの形成を達成することを目的に2023年4月から「レベニューキャップ制度」が導入されました。この制度は5年間の配電事業者の収入上限（レベニューキャップ）をあらかじめ定め、費用として算入できる項目が決められています。2023～2027年度（第一規制期間）については、消費者物価および雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については算入が認められていません。

しかしながら、急速な物価・資材・人件費高騰の影響により、剰余が圧迫されていることから、第1規制期間における物価高騰に対応した制度措置について、電力・ガス取引監視等委員会および資源エネルギー庁における議論を経て、関連省令の改正についてパブリックコメント募集が実施されました。全国消団連は、4月21日に意見を提出しました。（以下は意見概要、全文はホームページをご覧ください）

宛先：資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室 パブリックコメント担当

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令案及び電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達案に対する意見

【意見1】改正省令の施行にあたっては、消費者に対する周知を徹底してください。

【意見2】期中調整の申請にあたっては慎重を期した対応をお願いします。

【意見3】今回の措置に至った目的の一つが「工事施工会社等の賃金上昇の必要性」とあることに対応し、省令施行後に契約先の工事施工会社等の賃金が実際に上昇しているか、目的に合った費用の運用となっているかのフォローアップを徹底してください。

農林水産省「消費者の部屋」見学レポート

～知っていますか？食品表示～(消費者庁 食品表示課 担当)

「消費者の部屋」は、食や農業、農林水産行政に関する情報を消費者に分かりやすく展示・提供する窓口・相談スペースで、誰でも気軽に訪問することができます。

令和8年4月20日(月)～4月24日(金)の展示テーマは「知っていますか？食品表示」、全国消団連の事務局が見学してきたので、少しだけ様子をお伝えします！

部屋の中央には色々なカテゴリーの食品パッケージが陳列され、自由に手に取って表面と裏面の表示を見られるようになっていました。また壁伝いには、原料原産地、アレルギー、消費・賞味期限、栄養成分、機能性表示などの説明や掲示があり、関連のパンフレットが並べられ、食品表示の情報がコンパクトに詰まっています。さらに、シールで参加するアンケートやクイズ、動画のディスプレイ、プレゼントコーナーなど、消費者が興味を持って見学できるような工夫もあり、食品表示のポイントが分かりやすく学べる空間でした。

通年で様々な企画展示があります。ぜひ一度お立ち寄りになってはいかがでしょうか。

<https://www.maff.go.jp/j/heya/tenzi/pdf/index-56.pdf>(令和8年4月～6月の展示スケジュール)



「幼児用ベッドガード」と「ベビーカー」が「子供用特定製品」および「特定製品」に指定されました

2025年12月25日に施行された改正消費生活用製品安全法で、子どもが被害にあう製品事故発生の状況を踏まえ、「3歳未満向け玩具」と「乳幼児用ベッド」が「子供用特定製品」および「特定製品」に指定されました。

そしてこのほど同法の政令が改正され、乳幼児用ベッドガードとベビーカーも「子供用特定製品」および「特定製品」に追加指定されました。

これにより、技術基準に適合しないものや、対象年齢等の使用上の注意に関する表示のないもの等は、販売することができなくなります。



施行令は2026年4月8日に公布され、同年7月8日より施行されます。

そして、経済産業省では消費者への注意喚起などを含めて、「子供用特定製品」および「特定製品」に関する案内を作成しました。(詳細は、二次元コードをご参照ください)

これまでに指定された「子供用特定製品」および「特定製品」を購入する際には、上のマークの有無を確認することがとても重要ですので、広くご紹介いただきましたら、幸いです。



【経済産業省の消費者向け案内】

会員団体の活動紹介 (4~5月の活動予定)

*詳細は各団体にお問い合わせください。終了している企画が含まれる場合があります。

会員団体名	月 日	行 事・活 動
コンシューマーズ京都 (075-251-1001)	5月23日 (土) 10:00~12:15	憲法学習会「紛争地から見た憲法」 講演「平和を選び続けるためにあなたとふみ出す平和の一步」 講 師：西谷文和さん (フリージャーナリスト) 場 所：京都経済センター7階 7-A 会議室 および Zoom 申込締切：5月20日 共 催：コンシューマーズ京都・京都府生協連・京都生協
	5月30日 (土) 13:30~15:30	第57回京都消費者大会「その選択、本当に自分で決めていますか? ~AIとの上手なつきあい方~」 講演「生成AIのしくみと安全な利活用について」 講 師：浅田太郎さん (京都府府立大学副学長/京都府立大学大学院生命環境科学研究科ヒューマンインタフェース研究室教授) 場 所：Zoom (会場参加は満席となりました) 申込期間：5月26日 (火) まで 共 催：コンシューマーズ京都・京都府・京都市

第 7 回 理 事 会 報 告

- 開催日時：2026年4月16日 (木) 15:00~17:00
- 開催場所：主婦会館プラザエフ5階 Zoomハイブリッド
- 出席者：理事総数19人中14人、監事総数2人中2人
- 議決事項：①第14回定時総会開催の件、②第13回定時総会議案書決定の件
- 協議事項：①第14回定時総会の運営について、②全国消団連結70周年記念企画について、③中東情勢の悪化に起因する消費生活への悪影響について、④消費者政策に関する課題について (個人情報保護法改正案に対する意見提出について、2026年度PLオンブズ会議報告会開催の件、地方消費者行政をめぐる動向について、特定商取引法の改正について、消費者契約法の改正について、ほか報告事項4課題)、⑤環境・エネルギーに関する課題について (レベニューキャップ制度の一部見直しに関するパブリックコメントの提出について、ほか報告事項5課題)
- 報告事項：①食に関する課題について (5課題)、②全国消団連専門委員会の活動について、③会員団体の脱退について、④全国消費者大会について、⑤消費者スマイル基金活動報告、⑥政府審議会等報告、⑦機関会議報告

編集後記

はじめまして、2026年3月23日から全国消団連で勤務しておりますMです。日本生協連からの出向で、前部署では生協と地域の諸団体の連携・協働の支援、助成金の事務局、災害支援などの業務を担当していました。発災から間もなく丸2年半となる能登半島地震では、発災後すぐに石川県に入り、地元の生協の事業継続支援から、地域の復旧・復興支援などに携わってきました。初期は地元の社会福祉協議会の災害ボランティアセンター支援として、各お宅をまわり、片付けの依頼を中心に住民の皆さんとお話しする機会も多くありました。その際、外部から来られた廃品回収、リフォーム系の業者と一緒になったりもしました。行政や国民生活センターの情報でそういう業者が出てくるのは聞いてはいたものの現場で居合わせるのは初めてでドキドキでした。一人暮らしの方だけだと支援者か悪質な業者かを見極めてしっかりとコミュニケーションを取るの難しい場合も多々あるでしょう。災害発生時だけでなく、普段からご近所同士で声掛けし、注意を促すことに加えて、地域をまわる郵便・宅配・新聞・生協などの事業者の役割もますます求められると感じています。今後全国の皆さまとやり取りさせていただくのを楽しみにしています。(M)

発行：一般社団法人全国消費者団体連絡会

住所：〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F TEL:03(5216)6024 FAX:03(5216)6036

ホームページ：<http://www.shodanren.gr.jp> E-mail：webmaster@shodanren.gr.jp